

水道加入金・給水装置工事手数料

水道工事（新設・改造・撤去等）を行う場合、工事費とは別に水道加入金及び給水装置工事手数料を水道局に納めていただく必要があります。

《水道加入金》

水道加入金は、安全で安定した水道水の供給が行えるよう、水道施設の拡充整備などに充てるとともに、現在、水道を使用しているお客様との負担の公平を図る目的で、給水装置を新設または改造（メーター口径を変更する場合に限る）するお客様に負担していただくものです。

1 新設の場合

メーターの口径	加入金の額（税込み）
13mm	38,880円
20mm	108,000円
25mm	174,960円
30mm	266,760円
40mm	540,000円
50mm	820,800円
75mm	2,055,240円
100mm	3,542,400円
150mm	管理者が別に定める



水道局キャラクター「タンク君」

2 改造の場合

口径増大の場合は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額との差額を負担していただきます。ただし、口径縮小等による加入金の差額は還付いたしません。

《給水装置工事手数料》

給水装置工事手数料は、申請された工事の審査、立会い、検査等に対して申込者に負担していただくものです。

※手数料については非課税です

区 分		手数料の額 (1件につき)	
メーターを取付ける場合 (口径増大及び口径縮小を含む)	メーターの口径25mm以下	15,000円	
	メーターの口径30mm以上75mm以下	30,000円	
	メーターの口径100mm以上	60,000円	
メーターを取付けない場合	改造及び取出し工事	給水管の口径25mm以下	10,000円
		給水管の口径30mm以上	20,000円
	その他の工事	単独撤去工事及び上記工事に該当しない軽易な工事	5,000円

※水道の新設・改造・撤去などの工事を行うときは、必ず前橋市指定給水装置工事事業者に依頼してください。

◆お問い合わせ先 …………… 前橋市水道局 水道整備課 電話:898-3043(直通)